わが家を空き家にしないための無料相談会　事前相談票

この相談票は、相談会に参加を希望される際に、下記担当まで郵送またはメールにてご提出していただくものです。太枠内をご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **相談者** | ふりがな  氏　　名 |  |
|  |
| 住　　所 | 〒 |
| 連絡先 | ※日中ご連絡のとれる番号をお書きください。 |
| **対象住宅の所在地** | 海老名市 | |
| **対象住宅の所有者** | 土地 | □　相談者本人　→　□　共有者がいる　or　□　共有者がいない |
| □　相談者以外　→　□　親族　or　□　親族以外（不明含む） |
| 家屋 | □　相談者本人　→　□　共有者がいる　or　□　共有者がいない |
| □　相談者以外　→　□　親族　or　□　親族以外（不明含む） |
| **対象住宅の築年数** | 築　　　　年（竣工年が分かる場合はこちらへ記載→　西暦　　　　　年竣工） | |
| **相談内容** | ※現在何に困っていて、今後どのようにしたいのかを具体的に記載してください | |
| **相談したい相手**  **※複数選択可** | □　宅建士　（主に住宅の売買や賃貸に関する相談） | |
| □　行政書士（主に住宅の権利関係の整理に伴う行政手続きに関する相談） | |
| □　司法書士（主に相続に関する相談） | |
| □　どこに相談していいか分からない | |
| **相談日の希望** | ※事前相談票を提出する日から２週間以上期間を空けて複数日記載ください  　（対応する専門家の決定・相談日の日程調整などに２週間ほどかかります） | |

＜郵送先＞

〒243-0492海老名市勝瀬175番地の１／海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課 空き家担当

＜問い合わせ先＞

　電話046-235-9604（受付時間：平日8時45分～12時、13時～17時15分）